# 令和９年度徳島県立学校等再任用教育職員選考審査実施要綱

## １　対象者

(1) 暫定再任用制度の対象者

次の①～③のいずれかの要件を満たす者

①徳島県公立学校の教育職員であった者（生年月日が昭和３７年４月２日から昭和４０年４月１日までの者）のうち、定年退職した者。

②徳島県公立学校の教育職員であった者（生年月日が昭和３７年４月２日から昭和４０年４月１日までの者）のうち、現在暫定再任用中の者、定年前再任用短時間勤務任期満了の者、又は、２５年以上勤続して令和４年４月１日以後に退職した者。

③徳島県公立学校の教育職員であった者（生年月日が昭和４０年４月２日から昭和４２年４月１日までの者）のうち、２５年以上勤続して令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に退職した者。

(2) 定年前再任用短時間勤務制の対象者

次の①・②のいずれかの要件を満たす者

①徳島県公立学校の教育職員のうち、生年月日が昭和４０年４月２日から昭和４２年４月１日までの者で、令和９年３月３１日付けで退職予定の者。

②徳島県公立学校の教育職員であった者（生年月日が昭和４０年４月２日から昭和４２年４月１日までの者）のうち、６０歳に達した日以後に退職した者。

## ２　再任用期間

(1) 暫定再任用：令和９年４月１日から令和１０年３月３１日（１年間）

(2) 定年前再任用：令和９年４月１日から令和１１年３月３１日（令和８年度末に６１歳の者）
令和９年４月１日から令和１３年３月３１日（令和８年度末に６０歳の者）

## ３　再任用する職

従前就いていた職を考慮し、教諭、養護教諭、実習助手、又は寄宿舎指導員等の職に任用する。管理職への再任用はしない。

## ４　勤務時間

令和９年度の再任用教育職員については、次のア～クの勤務とする。なお、配置先及び勤務形態は、県教育委員会が決定する。（定年前再任用短時間勤務制の職員は「カ」を除く。）

ア 週 23 時間 15 分［3 日勤務］　イ 週 19 時間 10 分［2.5 日勤務］　ウ 週 19 時間 10 分［5 日勤務］
エ 週 16 時間［4 日勤務］　オ 週 15 時間 30 分［2 日勤務］　カ 週 38 時間 45 分［5 日勤務］
キ 週 28 時間 45 分［5 日勤務］　ク 週 31 時間［4 日勤務］

## ５　出願手続

(1) 受付期間

**令和８年１１月２日(月)から令和８年１１月２０日(金)まで(期間厳守)**

(2) 出願先

所属長を経由して徳島県教育委員会教職員課県立学校人事担当へ提出すること。
なお、現在勤務していない者は上記担当へ直接提出すること。
※原則、電子メールでの提出とする（従来どおり紙媒体での提出も可能です）。

(3) 提出書類

①令和９年度徳島県立学校再任用教育職員選考審査申込書（様式第１号）
②健康診断書（令和８年度中に行った定期健康診断又は人間ドック等の結果の写し）
なお、定期健康診断又は人間ドック等が未実施の場合は、結果がわかり次第送付すること。

## ６　選考審査の日時等

令和８年１２月２０日（日）・２１日（月）・２２日（火）を予定（出願者に対して後日連絡する。）

## ７　選考審査

(1) 従前の勤務成績、健康診断、面接により、総合的に審査する。

(2) 無年金となる定年退職者を優先的に任用する。

## ８　審査結果及び配置について

審査結果については、令和９年２月２６日（金）に連絡する。また、配置先については、年度末の人事異動内示の際に連絡する。

「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が１級から６級までの者については、本人の希望により配置先や通勤距離等について配慮する。

## ９　その他

この選考審査の手続等についての問い合わせ先は、次のとおり。
徳島県教育委員会教職員課県立学校人事担当（電話 088－621－3130）